

事例項目	新規		
	新規契約(個人)	新規契約(法人)	
事例記号	A	B	
事例概要			
必要書類 (◎必須・○必要に応じて)	* ①肉用牛生産者要件審査申請書(別紙様式第1号)	◎注1)	◎注1)
	* ②環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート(別添1)	◎	◎
	* ③法人の概要(別添2)		◎
	* ④登記簿謄本(写) ※発行から3カ月以内のもの		◎
	* ⑤定款(写)		◎
	⑥肥育牛補填金交付契約申込書【2部】	◎	◎
	⑦肥育牛補填金交付契約書【2部】	◎	◎
	⑧同意書	◎	◎
	⑨委任状【2部】	◎	◎
	* ⑩肉用牛生産者登録内容変更届出書(別紙様式第2号)		
	⑪交付契約内容変更届出書		
	* ⑫肉用牛生産者登録中止届出書(別紙様式第3号)		
	⑬補填金交付契約解除届出書		
	* ⑭交付金の交付に係る権利義務の承継承認申請書(別紙様式第4号-1、2)		
	⑮補填金の補填に係る権利義務の承継承認申請書		
	* ⑯飼養地の内容変更報告書		
* は機構への申請書類			
備考	●個人用の契約書を使用する。	●法人用の契約書を使用する。	

変更		承継			新規	解除	権利承継
契約内容の変更	委託先の変更	経営承継	法人化	経営承継と法人化	肥育経営の一部を法人化	肥育経営を中止 交付契約解除	肥育経営を中止 権利義務を承継
C	D	E	F	G	H	I	J
住所、口座、飼養地(追加含む)に変更があった場合	委託先が変更となる場合	子弟又は親族に経営承継	肉用牛経営を法人化	法人化を機会に代表者を子弟等に承継する場合	法人化した後、引き続き個人でも経営を継続(個人と法人の牛をそれぞれ分離)	肥育経営を中止し、特段の理由により業対途中での交付契約解除を希望する場合	肥育経営を中止した者が、他の契約者へ権利義務を承継する場合
○注2)		○注1) 注4)	◎	◎	◎		
		○注4)	◎	◎	◎		
○			◎	◎	◎		
			◎	◎	◎		
			◎	◎	◎		
○			◎	◎	◎		
	◎	◎	◎	◎	◎		
○注3)							
◎	◎	◎	◎	◎			
						◎	
						◎	
		◎注5) 注6)、注7)	◎注5) 注6)	◎注5) 注6)、注7)			◎注5) 注6)、注7)
		◎注5)	◎注5)	◎注5)			◎注5)
○注8)							
●飼養地の変更、追加がある場合、同意書が必要。	●生産者は、新たな委託先への委任となるため、委任状が必要	●契約変更書類は変更前の契約者名で作成。但し、死亡の場合は、変更する生産者名で作成。 ●契約番号は承継可。	●個人の契約番号の承継可。 ●契約変更書類は変更前の個人契約者名で作成。	●契約変更書類は変更前の個人契約者名で作成。 ●契約変更書類は変更理由に「法人化及び子弟へ経営承継」のように内容がわかるように記載する。	●法人契約では、新たに契約番号を取得。牛の売買、経理・税務処理等は個人とは区分して処理することが必要。	●業対途中で契約解除となり、交付金対象外となる。 ●肥育安定基金(無事戻し)は返還不可。 ●次期業対までは再度の契約不可	●権利承継は、機構と協会の承認が必要。

注1) 新たに肉用牛の肥育経営に参入したことが分かる書類(証明申請書)の添付が必要です。

注2) 肉用牛生産者要件審査申請書内にある項目が変更された場合は、申請書の該当箇所のみ提出が必要。

注3) 受取口座のみの変更の場合は不要。

注4) 承継先が新規参加者の場合、提出が必要。

注5) 承継元、承継先それぞれから承認申請が必要。(死亡の場合の承継元書類を除く)

注6) 経営を譲渡したことが分かる書類及び契約の履行が確認できる書類(資産譲渡契約書等)の添付が必要。

注7) 死亡した登録生産者から経営を承継する場合は、死亡したことが確認できる書類及び権利承継に係る誓約書の添付が必要。

注8) 要件審査申請書に記載した飼養地に新たに追加したい場合、農場名を修正する場合、飼養地を削除する場合は報告が必要。 ※同意書は、内容変更報告書の日付以降で作成下さい。

※1 契約手続きは、機構の要件審査承認→「登録生産者」→ 県の交付契約締結→「交付契約者」となります。

※2 必要書類⑥と⑦は、右のとおり印刷して下さい。(⑥:A4両面、⑦:A3両面)